

農業機械利用に関する同意書

1 利用者の履行事項

- (1) 善良なる管理者の注意をもって、農業機械を丁寧に取り扱い、保管すること。
- (2) 農業機械を運搬車両に積み降ろしをする時や不整地、斜面での利用時は、危険防止に努めること。
- (3) 使用後は十分に洗浄、点検をして、農業機械に応じた燃料を給油し、満タンで返却すること。
- (4) 装備の変更は利用者が行い、利用後は元に戻しておくこと。
- (5) 利用時間は、9時より16時までとし、利用時間内に返却すること。
- (6) 返却時刻を変更する場合は、速やかに借入したところに連絡すること。
- (7) 故障・破損等の異常発生時は、速やかにJAに連絡し、JAの指示を仰ぐこと。

2 予約のキャンセル等

- (1) 利用者の都合により、利用当日に申し込みの取り消しを行った場合は、キャンセル料として、農業機械利用メンテナンス費用の50%相当額をお支払いいただきます。
- (2) 使用当日、雨天等により使用ができない場合のメンテナンス費用はかかりません。
- (3) 予約日が雨天等により利用日を変更する場合は、予約の取り直しとなり、翌日への順延とはなりません。
- (4) 農業機械の故障や前利用者の返却遅延などにより、予約どおりの利用ができなくなる場合があります。

3 返却の遅延

- (1) 利用者の都合により、返却が翌日となった場合は、延滞料金として、農業機械利用メンテナンスの50%相当額をお支払いいただきます。（予約時に翌日返却とした場合を除く。）

4 機械の洗浄

- (1) 利用した農業機械の洗浄が不十分であるとJAが判断した場合、洗浄料金として1台あたり3,000円お支払いいただきます。

5 禁止行為

- (1) JAが実施する取扱安全講習会及び説明会に受講していない者が農業機械を操作することはできません。
- (2) 酒気帯び、酒酔い、若しくは疾病等による正常な運転操作が困難な場合は、農業機械を操作しないこと。
- (3) 農業機械を法令に違反した使用や本来の用途以外に使用することはできません。
- (4) 利用権利の譲渡・転貸はできません。
- (5) 農業機械の改造、性能・機能の変更はできません。
- (6) 農業機械に表示された所有者の表示や標識を抹消したり、取り外すことはできません。

6 損害賠償義務

- (1) 利用者の故意、若しくは過失による故障・破損の修理にかかる費用は、全額、利用者負担となります。
- (2) 盗難によって滅した農業機械については、利用者の負担となります。
- (3) 利用者が第三者に対して、人的・物的な損害を与えた場合は、利用者の責任において解決いただきます。
- (4) JAは利用者に対して、利用機械の故障や利用期間の変更による休業補償は行いません。

7 事故処理

- (1) 農業機械利用に係る人身・物損事故、又は盗難などが発生した場合、利用者はけが人の救護、JA及び警察への連絡など必要な措置を講じるとともに、利用者の責任において事故解決に努めること。

8 個人情報(秘密保持義務)

- (1) JAは、本件業務遂行にあたって知り得た個人情報を他に漏らしたり、目的外の使用をしません。
- (2) 前項の規定は、本件業務終了後も存続します。